**平成２３年（フ）第３６８４号**
大阪市住吉区東粉浜２丁目９番19号　コンフォートM帝塚山202号
債務者　岩渕　秀男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７４４号**
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目６番３号　エルエムヒルズ堂ヶ芝７Ｃ号
債務者　髙橋　幸夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７４９号**
大阪府八尾市柏村町３丁目140番地　コスモ八尾高安103号、住民票上の前住所大阪府大東市深野北１丁目11番40号
債務者　西澤電気設備こと　西澤　庄吾
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３８５６号**
大阪府枚方市南中振２丁目９番35―103号
債務者　堀江　康忠
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４２３５号**
大阪市住之江区中加賀屋３丁目15番６―710号
債務者　勝部乃里子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３２９号**
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―507号
債務者　坂口九州男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３４１号**
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1007号
債務者　井戸美知子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３４６号**
大阪市住之江区南加賀屋１丁目１番167号
債務者　居酒屋てんこと　光原　正明
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３８５号**
大阪市淀川区十三東３丁目14番15号　ホワイトハイツ２Ｆ
債務者　市耒　純雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３８６号**
大阪府門真市小路町３番20―809号
債務者　斎藤　智子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３９５号**
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目10番地の１２―505
債務者　松岡恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４３９６号**
大阪府豊中市東豊中町６丁目21番36―604号
債務者　益田　純子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４４０４号**
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番25―408号
債務者　増田　房子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５７３号**
堺市南区桃山台１丁５番３―201号
債務者　柏木　総子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６４０号**
堺市美原区南余部302―19、住民票上の住所堺市美原区南余部302番地10
債務者　長尾　暢子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６４９号**
大阪府柏原市国分本町４丁目９番15―205号
債務者　高橋　奈緒
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６７８号**
大阪府柏原市国分本町７丁目７番52号
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５１９号**
長崎県長崎市出雲３丁目16番２号
債務者　西田　隆則
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係